

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象	社会福祉法人富山市桜谷福祉会(富山市恵光学園) (所管：福祉保健部 障害福祉課)
指 摘	恵光学園において、富山市恵光学園条例に定める休園日以外の日を休園日とされていたので、改善を図られたい。
措 置 検 討 状 況	富山市恵光学園条例に定める休園日以外を休園日とする場合は、社会福祉法人富山市桜谷福祉会より休園日の変更承認申請を受付し、承認をすることで対応済み。
その後の措置状況	<p>富山市恵光学園の運営実態に合わせ、富山市恵光学園条例の一部改正を行った(令和3年3月市議会定例会採決済)。</p> <p>なお、一部改正前においても、休園日の変更申請を受付し、承認することで対応した。</p>